



## 知って得する!! 著作権の基礎知識

クリエイターと知的財産

～セミナーの会場から③～

普段何気なく目にするキャラクターも知的財産として保護されており、制度を十分に理解したうえで事業に活用するとともに、無用のトラブルを避ける必要があります。今回はクリエイター向けに開催した著作権セミナーのエッセンスをご紹介します。

今、世の中には沢山のキャラクターに溢れ、「ゆるキャラ®」ブームに乗り「ひこにゃん®」や「せんとくん®」に代表されるようなキャラクターが企業や自治体の事業や広報等に活用されています。

漫画の原画やイラストなど創作的に表現されたものを始め、スポーツ選手、俳優、タレント、歌手など有名人の肖像もキャラクターに該当します。最近ではCMなどで活躍している白い犬や猫の駅長など有名な動物もキャラクターといえます。

人気のあるキャラクターは視覚的要素とネーミングに顧客吸引力と広告宣伝力を持ち経済的効果をもたらすことから、キャラクターを商品販売やサービス提供のために活用する権利を「商品化権（マーチャンダイジングライツ：MD）」と呼び、商品化をコントロールしています。これは法では定められていない財産権です。キャラクターが大ヒットして多額の利益を生み出す場合もありますので、どの事業者が商品化権を持つかがキャラクタービジネスにおいて重要なポイントになります。

### 『キャラクターの知的財産保護』

#### ○漫画の原画やイラストで具体的に表現されたキャラクター

著作権法上「思想又は感情を具体的に表現されたもの」（著作権法2条1項）に該当し、著作権で保護されます。漫画の原画やキャラクターを描いた人は無断改変の禁止や無断で利用されないことを主張できます。

#### ○キャラクターを様々な商品やサービスに付して活用する場合

キャラクター入りの商標は図形商標として、キャラクターのネーミングは文字商標として、キャラクターの立体物は立体商標として商品や役務を指定し、出願・審査により商標権として保護ができます。

#### ○キャラクターをおもちゃ類やTシャツなどの商品にして大量生産した場合

著作権保護は量産品ではなく鑑賞性、審美性が問われるため著作権法による保護は難しいです。しかし、量産商品のデザインとして出願・審査により意匠権として保護されます。

#### ○キャラクターグッズが著作権、商標権或いは意匠権で保護されていない場合

そのキャラクターグッズに周知性あるいは著名が認められると、デッドコピーや模倣されても、販売されてから3年間は不正競争防止法により模倣品等を排除することができます。

漫画の原画やキャラクターを活用する場合には、上記のように知的財産で保護することが重要です。

（知財戦略アドバイザー：田島 英行）

### 著作権法による保護

漫画の原画やイラストは「美術の著作物」として著作権で保護されます。それらを基にキャラクター商品を作成した場合は二次的著作物に該当します。

美術の著作物には美術工芸品も含まれます。（法2-2）

… 応用美術品（実用性+美術作品）

『応用美術品判例』

◆著作物性を肯定

（例）博多人形事件（長崎地裁 昭48.2）：博多人形の著作性が問われ、量産されても鑑賞性、審美性を備えている場合は著作物として保護されるとされた。

◆著作物性を否定

（例）7アービー人形事件（仙台高裁 平14.7）：模倣人形に対し、人形内に電子回路やモーターが内蔵され次第に成長する首成型電子玩具として外観、機能性、実用性が重視され、美的鑑賞の対象にあらずとし、著作権保護は認められなかった。



知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております（無料・予約制）

TEL 03-3832-3656 会社トップページ → 知的財産